

## 虐待対応状況

### ●高齢者虐待 60件

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
子	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護3。 対象者の認知症による被害妄想で口論となり、別居中の配偶者が対象者をひっかいたようだと、子から地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。 対象者は施設入所し、グループホームの空きを待っている。配偶者はデイサービスを利用中。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的 心理的 経済的	<p>対象者は70歳代・要介護4。 ケアマネジャーから、対象者が配偶者から暴言、暴力を受けており、必要なサービスを利用できていないと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、経済的虐待、心理的虐待として認定。 対象者は施設入所し、一度入院したが、退院後施設に戻り現在も入所中。</p>
警察	子	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護1。 対象者と子がつかみ合いのケンカになったと、対象者から警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 対象者は、ショートステイ等のサービス利用を拒否しており、認知症の専門病院への受診までの間、子が別の場所で過ごし、別の子家族が対象者の様子を確認することとなった。後日、対象者は専門病院へ入院となった。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 ケアマネジャーから、対象者が配偶者に首を絞められそうになり、足を蹴られたと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。 支援者が様々な助言を行っても、夫婦ともに同居生活の継続を望んでいるため、地域包括支援センターによる見守りを継続することとなった。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	子	心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>近隣住民から、対象者と同居の子が口論になり子が暴れていると、警察へ通報があった。</p> <p>心理的虐待として認定。</p> <p>子は警察で拘留されており、出所時期は未定である。</p>
警察	子	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者から、同居の子から暴力をふるわれたと、警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>子は求職活動によりアルバイトを開始し、対象者も穏やかに生活できている。</p>
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護1。</p> <p>対象者から、配偶者より暴力を受けていると、警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>配偶者は対象者の内服管理が負担となっているが、新しい変化を望まず、対象者の介護保険サービス導入を拒否された。支援者による見守りを継続することとなった。</p>
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者から、配偶者より暴力をふるわれたと、警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>配偶者は精神科を受診しているが、拒薬が強く、睡眠薬のみ処方されている。家族としては入院治療を希望しているため、家族受診を提案した。その後、家族受診し、主治医と相談することができた。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的 ネグレクト 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護3。</p> <p>ケアマネジャーから、認知症の対象者が大声を出して騒ぐため配偶者が行動抑制し自室に閉じ込めたと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待として認定。</p> <p>配偶者の不適切なケアにより対象者の体重減少がみられたが、配偶者は施設入所やショートステイの必要性を理解しない状況が続いたため、対象者は措置入所した。その後、不穏症状により専門病院へ入院し、退院後はショートステイを利用している。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。</p> <p>ケアマネジャーから、対象者が配偶者から暴力を受けていると、地域包括支援センターに相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。</p> <p>対象者の介護負担が大きかったため、配偶者はショートステイを利用し、その後施設入所となった。</p>
ケアマネジャー	子	ネグレクト	<p>対象者は90歳代・要介護4。</p> <p>対象者の上半身にあざがあり、適切な介護が受けれていないのではと往診医からケアマネジャーに相談があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ通報があった。</p> <p>ネグレクトとして認定。</p> <p>子は認知症や介護に関する知識が乏しい様子があるが、必要な介護を行う姿勢はみられた。子の介護負担軽減のため、対象者のショートステイ利用を調整し、子は支援者から介護方法についての助言を受けた。</p>
市	子	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者が子から暴力を受けていると、別の子から生活相談窓口で相談があり、生活相談窓口から地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。</p> <p>複数の内出血等があり対象者は病院受診後、一時的にショートステイを利用し、分離を図った。子は精神的な不安定さがあるが精神科への受診拒否。その後、成人担当の市保健師と子の支援目的で訪問するも子が対応拒否。子は順調に仕事の研修受講できており、虐待はない。研修終了後、自宅から出て行く予定。</p>
施設	子	経済的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者が入所している施設職員より、施設費の滞納があり経済的虐待にあたるのではないかと地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>経済的虐待として認定。</p> <p>施設費用が対象者の年金より高く、足りない分は子が負担していたが、子の仕事があまくいかない時期があり滞納した。対象者宅を売却し、滞納分の支払いを完了し、対象者は別施設へ入所。その後、施設費の滞納はない。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
近隣住民	配偶者	心理的	<p>対象者は70歳代・要介護1。</p> <p>近隣住民から、配偶者の大声で怒鳴り合う声や物音があり、対象者が興奮した状態であったと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>心理的虐待として認定。</p> <p>別居の子たちと関係機関で話し合い、子たちの関わり支援の必要性を共有した。配偶者の介護負担軽減のため、対象者は介護保険サービスを利用しながら、緊急時は専門病院への入院を視野に入れて支援していくこととなった。</p>
ケアマネジャー	子	心理的	<p>対象者は80歳代・要介護2。</p> <p>対象者が子に怒られ元気がない様子であると、介護サービス事業所からケアマネジャーへ相談があった。対象者に確認すると、怒られた際に暴力を受けたと発言があり、ケアマネジャーから市へ通報があった。</p> <p>心理的虐待として認定。</p> <p>子ども子の家族も介護に限界を感じており施設入所を検討していたため、ショートステイを利用しながら、入所先を探すこととなった。</p>
近隣住民	親	身体的 ネグレクト 心理的	<p>対象者は60歳代・要介護認定なし。</p> <p>近隣住民から、対象者が認知症の親に暴力、暴言を受けていると、地域包括支援センターへ通報があった。</p> <p>身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待として認定。</p> <p>対象者が疾患のため緊急入院し、退院時ショートステイの利用を勧めるも親が拒否したため、親に秘匿して施設に入所した。親は必要な介護保険サービスを利用しながら在宅生活を継続している。</p>
地域包括支援センター	子	ネグレクト	<p>対象者は90歳代・要介護3。</p> <p>対象者・子ともに認知症あり。地域包括支援センターから、子が対象者の介護を十分に行えていない可能性があるため、市へ報告があった。</p> <p>ネグレクトとして認定。</p> <p>子の介護に不十分さはあるものの、強制的な分離は子の反発が予想されるため、医療的分離が必要になるまで介護保険サービスを利用し、在宅生活を継続することとなった。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
子	子	身体的 心理的	対象者は80歳代・要介護2。 別居の子から、対象者が同居の子から暴力を受けていると、地域包括支援センターへ通報があった。  身体的虐待、心理的虐待として認定。 子らと施設見学を実施し、対象者は施設入所した。
本人	配偶者	身体的 心理的	対象者は80歳代・要支援1。 配偶者から顔面を叩かれたと、対象者から地域包括支援センターへ相談があった。  身体的虐待、心理的虐待として認定。 子へ連絡をとり、今後の意向を確認した。その後、配偶者は専門病院へ入院となり、退院の目処はたっていない。
市	配偶者	－	対象者は80歳代・要介護4。 介護保険申請関係書類に介護放棄を疑う記載があると、情報提供があった。  虐待事案として認定せず。 訪問看護師へ確認したところ、訪問看護サービスの導入により現在は事案に該当するような内容ではなかった。配偶者の介護負担軽減のため、介護保険サービスの利用を調整した。
介護サービス事業所	配偶者	身体的 心理的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 配偶者担当の訪問看護師より、配偶者から対象者へ暴力があると、地域包括支援センターへ相談があった。  身体的虐待、心理的虐待として認定。 配偶者の訪問看護サービスを増回するとともに、介護保険の区分変更申請を行い、介護保険サービスの利用を調整した。その後、再度配偶者から対象者に暴力があり、配偶者は専門病院へ入院となった。退院後、配偶者は施設入所した。
地域包括支援センター	配偶者	身体的	対象者は80歳代・要介護認定なし。 地域包括支援センターから、対象者の手の甲の皮下出血を発見し、配偶者から叩かれたようだと、市へ通報があった。  身体的虐待として認定。 介護保険サービスの利用や施設入所をすすめたが、夫婦ともに生活の変化を希望されなかったため、地域包括支援センターの見守りを継続することとなった。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	配偶者	心理的	<p>対象者は90歳代・要介護5。</p> <p>ケアマネジャーから、対象者が配偶者に暴力をふるわれたり、止めに入ろうとしてヘルパーも暴力を受けたことがあると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>心理的虐待として認定。</p> <p>配偶者には認知症があり、内服調整を行った。傾眠傾向はあるものの、配偶者の暴力行為はなくなった。</p>
警察	子	心理的	<p>対象者は80歳代・要介護2。</p> <p>対象者から、子と口論になり暴力をふるわれたと、警察へ通報があった。</p> <p>心理的虐待として認定。</p> <p>精神疾患のある子の介護負担軽減を図るため、デイサービスの増加など対象者の介護保険サービスの利用を調整した。</p>
ケアマネジャー	子	心理的	<p>対象者は70歳代・要介護2。</p> <p>対象者の膝周辺にあざを発見し、子に蹴られたと対象者から聞き取ったと、介護サービス事業所からケアマネジャーへ相談があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>心理的虐待として認定。</p> <p>対象者は子との生活をやめるつもりはなく、デイサービス利用時にあざがないか介護サービス事業所が確認を続けた。地域包括支援センターが定期的に訪問し、子の介護についての思いを傾聴し、支援者としての関係を築いた。</p>
本人	子	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>子が対象者へ暴言を吐き、顔面を殴ったと、対象者から警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。</p> <p>子は精神疾患があり、専門病院へ入院した。子の退院後はグループホーム入居を検討中。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	子	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>同居の子と口論になり、肩を押され、水をかけられたと、対象者から警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。</p> <p>対象者は同日ホテルへ移動し、後日帰宅した。支援者が助言を行っても、対象者が子との同居生活の継続を望んでおり、在宅生活を継続することとなった。</p>
子	子	ネグレクト 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護1。</p> <p>別居の子から、対象者と同居の子の関係が悪く、子から罵声や暴言をあげられていると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>ネグレクト、心理的虐待として認定。</p> <p>介護保険サービスの利用を調整するが、対象者の拒否があり導入に至らず。引き続き介護保険サービスの利用に向けて調整を行った。</p>
警察	配偶者	-	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者にケガはないが、配偶者から暴力行為を受けたと、対象者から警察へ通報があった。</p> <p>虐待事案であるとの判断がつかない。</p> <p>配偶者の態度は終始一貫しており暴力の事実はなかったとのことだが、対象者の訴えは衝動的、感情的で一貫性がなく、警察へ当初相談した暴力が実際にあったかどうかを確認することができなかった。</p>
警察	子	-	<p>対象者は80歳代・要介護1。</p> <p>対象者が自宅周辺で佇んでいるところを近隣住人が発見。対象者が子からの暴言を訴えたため、近隣住民が交番へ同行し、警察で保護された。</p> <p>虐待事案として認定せず。</p> <p>子に確認するが事案に該当するような内容はなく、保護された当日は就寝していたため対象者が外出したことに気づけなかった。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
本人	子	心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者から、同居の子から暴言や暴力があると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>心理的虐待として認定。</p> <p>対象者は子との分離の必要性を感じているが、金銭面等の心配があり分離には至らず。子の精神面について池田保健所に相談するよう助言した。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護2。</p> <p>配偶者が自宅で対象者に暴力をふるっているようだ、介護サービス事業所からケアマネジャーに相談があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。</p> <p>配偶者の介護負担軽減のため施設入所を提案し、対象者は施設へ入所した。配偶者は一人暮らしをしながら定期的に施設へ面会に来ている。</p>
ケアマネジャー	子	身体的 経済的 心理的	<p>対象者は80歳代・事業対象者。</p> <p>対象者の顔にあざがあり、子と口論になり物を投げられたようだ、介護サービス事業所からケアマネジャーに相談があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、経済的虐待、心理的虐待として認定。</p> <p>対象者の配偶者の介護を子が担っており、介護負担軽減のため配偶者の施設入所をすすめた。対象者は介護保険サービス利用を継続した。</p>
本人	子	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者から、子から物を投げつけられ、目に当たったと、市へ相談があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>対象者は友人宅に一時避難し、その後市内に転居していたが、自宅に戻ってきて子との生活を継続している。子は精神疾患あるも通院や専門機関に相談できており、現時点では対象者と子はほどよい距離感で過ごすことができている。</p>



申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
施設	子	経済的	<p>対象者は90歳代・要介護4。 施設職員より、他市に住む子が対象者の金銭管理を行っているが、施設費用の滞納があり連絡もつながりにくいと、市へ相談があった。</p> <p>経済的虐待として認定。 施設費用滞納を理由に施設より退所勧告を命じられたため、対象者は施設に措置入所した。その後、成年後見制度市長申立てを行った。</p>
子	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 別居の子から、対象者が認知症の配偶者から暴力をふるわれたと、警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。 配偶者は専門病院に入院となった。退院の時期も未定。対象者は自宅で自立した生活を送っている。</p>
ケアマネジャー	子	ネグレクト	<p>対象者は80歳代・要介護3。 対象者が同居の子に介護放棄されているのではないかと、介護サービス事業所からケアマネジャーに相談があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>ネグレクトとして認定。 対象者の介護保険サービス利用を増回し、定期的に訪問する支援者による見守りを継続することとなった。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者から、配偶者が自宅内で暴れていると、ケアマネジャーに相談があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。 配偶者は精神疾患があり、専門病院に入院となった。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
近隣住民	子	ネグレクト	<p>対象者は70歳代・要介護3。 近隣住民から、認知症の対象者について同居の子が介護放棄していると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>ネグレクトとして認定。 子へ入所支援を行っていたが、対象者が体調不良にて入院。対象者は退院後、施設入所となった。</p>
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 配偶者が自宅で暴れたため、対象者と子は友人宅へ避難した。その後、配偶者から対象者の行方が分からないと、警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 対象者と子は転居し、配偶者とは別居した。配偶者の安否確認及び状況確認は、別の子が継続して行っている。</p>
匿名	施設従事者	-	<p>対象者は3名（80歳代・要介護3、80歳代・要介護3、80歳代・要介護4） 施設入所者の顔面打撲による内出血（2名）と前腕及び頸部内出血と前腕皮膚剥離（1名）について従事者による虐待ではないかと、市へ通報があった。</p> <p>施設虐待と判断できず。 施設入所者、従事者及び関係機関への面接や聞き取り調査を実施したが、通報内容については原因がわからず。 事故対応記録の記載漏れについては、記録を徹底し今後の再発防止に努めるよう指導を行った。施設職員の入所者の情報共有の方法についても、事故予防のため統一するよう指導した。</p>
匿名	施設従事者	-	<p>「高齢者の施設から、大声で怒鳴っている声や、罵るような言葉が聞こえる」と、市へ通報があった。</p> <p>施設虐待事案ではないと判断。 事業所の利用者、従事者への聞き取り調査を実施し、通報内容の事実は確認できなかった。その後、広域福祉課による実地指導を行った。実地指導の中でも通報内容の事実は確認できなかった。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
子	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。</p> <p>子から、対象者と配偶者が喧嘩し、配偶者が対象者に暴力をふるいケガをしたと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。</p> <p>子から対象者に配偶者との別居を提案するも頑なに拒否され、地域包括支援センターで見守りを継続することとなった。</p>
ケアマネジャー	子	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護2。</p> <p>介護サービス事業所から、対象者の胸にあざがあり、子に叩かれたようだ、ケアマネジャーに相談があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>市認定調査員より、対象者の認定調査時に、子から日常的に暴力を受けているとの発言があったと、地域包括ケア室へ相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。</p> <p>対象者は介護保険サービスを利用しながら在宅を継続しているが、その後子とトラブルは起きていない。</p>
ケアマネジャー	子	身体的	<p>対象者は80歳代、要介護1。</p> <p>デイサービス職員から対象者の眼周囲に内出血があるとケアマネジャーに報告あり。別のデイサービスに確認すると、利用時に額に傷があることを確認していたと聞き取った。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>その後も複数回、同居の子の暴力によるあざが確認されたため、対象者はショートステイを繰り返し利用し、分離を図ることとした。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護3。</p> <p>ケアマネジャーから、対象者が配偶者から暴力を受けていると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。</p> <p>配偶者の介護負担軽減のため、介護保険サービス利用の調整、施設入所の申込みを行った。配偶者の入院に伴い対象者は施設のショートステイを利用し、配偶者の退院後も分離を継続している。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	子	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護1。</p> <p>ケアマネジャーが対象者のデイサービスの近況について確認したところ、額に皮下出血を伴う瘰と顎に皮下出血があると報告があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ通報した。</p> <p>身体的虐待・心理的虐待として認定。</p> <p>新型コロナウイルスによる渡航禁止により子はストレスがたまっており、子の介護負担軽減のため介護保険サービスの利用を調整した。また、市保健師が定期的に訪問し、子の思いや悩みを傾聴した。その後対象者は自宅で転倒し、入院となった。</p>
警察	子	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。</p> <p>同居の精神疾患のある子と食事に関する事で口論となり、子が対象者の腹部を足蹴りしたため、対象者が警察へ通報した。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>対象者は別宅に避難していたが、自宅に戻っていることが判明。子への支援として、相談支援事業所と訪問看護事業所が関わっている。</p>
警察	子	身体的 心理的	<p>対象者は60歳代・要介護認定なし。</p> <p>別居の子から、同居の精神疾患のある子が対象者に暴力をふるったと、警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。</p> <p>子は専門病院へ入院した。対象者は他の子らと同居中であるが、子の退院の目途が立てば、関係者間で支援について検討会議を開催する予定。</p>
本人	配偶者	身体的	<p>対象者は60歳代・要介護認定なし。</p> <p>対象者から、配偶者と口論となり暴力をふるわれたと、警察と地域包括支援センターへ通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。</p> <p>配偶者は過去にアルコール性記憶障害と診断を受けており、最近では物忘れの自覚があるため病院を受診した。今後、地域で見守りを継続する。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	配偶者	身体的 心理的	対象者は80歳代・要介護2。 子から、対象者が配偶者から暴言を受けていると、ケアマネジャーに相談があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。  身体的虐待、心理的虐待として認定。 対象者は内服調整のため入院し、退院後は施設入所することとなった。
ケアマネジャー	子	心理的	対象者は80歳代・要介護2。 子が対象者のデいの連絡帳に本人に対する暴言が書かれていたと、介護サービス事業所からケアマネジャーへ相談があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。  心理的虐待として認定。 子の介護負担軽減のため、ショートステイの利用を提案した。対象者の見守りを継続する中で子の困りごとについて確認し、適切な機関へつないでいくこととなった。
ケアマネジャー	配偶者	身体的	対象者は80歳代・要介護3。 対象者と配偶者が口論となり、対象者が配偶者に押されて転倒しケガをしたと、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。  身体的虐待として認定。 訪問介護サービスなど、認知症のある対象者と配偶者二人の介護保険サービスの利用を調整した。休日は子らが交代で訪問し、支援している。
ケアマネジャー	子	心理的	対象者は80歳代・要介護3。 介護サービス事業所から、認知症の対象者にイライラした子が対象者の部屋に包丁を持っていったと子の配偶者から相談があったとケアマネジャーへ相談があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。  心理的虐待として認定。 家族の介護負担軽減のため、対象者の介護保険サービスの利用を調整した。今後、施設入所の申込みを行う予定。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	配偶者	ネグレクト	<p>対象者は80歳代・要介護3。 配偶者の意向で対象者が入所施設を強制的に退所させられたと、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>ネグレクトとして認定。 在宅での生活が困難であるため、分離の必要性について配偶者へ説明するが、配偶者が施設入所を拒否。配偶者が介護しながら在宅生活することとなり、定期的に訪問し見守りを継続している。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 対象者の主治医から、配偶者が認知症の対象者に対してイライラして暴力行為もあると、ケアマネジャーに相談があり、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 配偶者の介護負担軽減のため、訪問看護やデイサービスなど、対象者の介護保険サービスの利用を調整した。</p>
本人	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者から、配偶者から暴力、暴言を受けていると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待・心理的虐待として認定。 対象者から認知症の配偶者の主治医へ症状について相談し、内服薬調整を実施した。対象者の介護負担軽減のため、ショートステイなど介護保険サービスの利用を調整した。</p>
近隣住民	子	身体的 心理的	<p>対象者は70歳代・要支援2。 近隣住民から、対象者が別居のアルコール依存症の子から暴言、暴力を受けていると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。 対象者の意向により、対象者から子へ話をし、対象者宅のお酒をすべて引き上げた。子が対象者宅を訪問するときは事前に連絡があるため、対象者は会わないように避難することとなった。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	配偶者	身体的 ネグレクト 心理的	対象者は70歳代・要介護1。 ケアマネジャーから、対象者の顔や手首にあざがあると入院した病院から連絡があったと、地域包括支援センターへ相談があった。  身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待として認定。 対象者は別の病院へ転院し、退院後は施設入所を検討している。配偶者も施設入所を検討することに了承された。
ケアマネジャー	配偶者	心理的 ネグレクト	対象者は80歳代・要介護3。 配偶者が対象者に暴言を吐いていると、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。  心理的虐待、ネグレクトとして認定。 子たちも含めて認知症の対象者の支援を検討し、配偶者の兄弟姉妹も巻き込んで配偶者の介護負担軽減のために働きかけることとなった。感情の起伏が激しい配偶者の病院受診も提案した。

## 虐待対応状況

### ●障害者虐待 2件

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
相談支援専門員	施設従事者	－	対象者は40歳代・障害支援区分3。 生活介護事業所の管理者から対象者への暴言があると、相談支援専門員から通報があった。  虐待と判断できず。 対象者及び施設管理者へ聞き取り調査を実施したが、通報内容の事実は確認できなかった。対象者は既に当該事業所を退所している。
近隣住民	兄弟姉妹	身体的	対象者は40歳代・障害支援区分3。 近隣住民より、対象者の部屋から兄弟姉妹の罵声や対象者の叫び声が聞こえてくると、通報があった。  身体的虐待として認定。 対象者に兄弟姉妹との分離を提案したが、現居での生活を希望された。今後同様の事案が発生した場合は、シェルターやグループホームを利用し、兄弟姉妹との分離を行うよう、対象者を説得した。